

## 令和4年度環境省調達改善計画の年度末自己評価結果（概要）

### 1. 共通的な取組

#### (1) 調達改善に向けた審査・管理の充実

##### ・外部有識者委員会の更なる活用

本省及び地方支分部局等における令和3年度の工事・建設コンサルタント契約案件について、外部委員により構成される入札監視委員会を、令和4年9月20日に開催し、審査を受けた。また、本省及び地方支分部局における令和3年度の物品・役務等契約案件について、外部委員により構成される物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会を令和4年12月2日に開催し、審査を受けた。

#### (2) 電力調達、ガス調達の改善

##### ・支払事務の効率化

本省については、電気料金3件について、地方支分部局等については電気料金11件及びガス料金5件について、クレジットカード決済による支払を実施し、事務の効率化に努めた。

##### ・電力・ガス小売り全面自由化に伴うコスト削減の検討

地方支分部局等について、随意契約を行っていた高压契約3施設において一般競争入札による調達を実施したところ、単価ベースで27.77円から25.88円に下がり、また、随意契約を行っていた2施設においてリバースオークションによる契約相手方の決定を行い、競争性やコスト抑制に留意しつつ電力の調達を行なった。

### 2. 重点的な取組

#### (1) 一者応札の事前審査・事後審査の実施

##### ・契約前自己チェックプロセスの実施

令和4年4月1日以降に契約を行った案件のうち、前年度に「契約金額が1,000万円以上」「一者応札」「落札率が極端な高さ(95%以上)」であった案件(仕様内容を前年度から変更しているが入札に参加し得る者が前年度と同様の案件を含む)について、本省については、82件、地方支分部局等については、42件の契約前自己チェックを行うことで、契約方式の妥当性を確認した。その結果7件について複数者応札(競争性)の確保を実現した。そのうち、公告期間や早期発注等、十分な準備期間の確保によるものが3件、仕様の明確化によるものが2件、その他(競争参加資格、事業の分割化)によるものが2件であった。

##### ・参加者確認公募を実施することの妥当性確認

令和4年4月1日以降に契約を行った案件のうち、契約前自己チェックの結果において、参加者確認公募への移行が妥当と判断された22件について、環境省会計担当で組織された契約委員会にて公告前の事前審査を行った。

### 3. その他の取組

#### (1) クレジットカード決済の活用

本省については、水道料金（1件）、地方支分部局等については、水道料金（25件）、電話料金（26件）、放送受信料金（1件）、Wi-Fi 使用料（2件）及び一部消耗品の購入（2件）について、小切手等により支払手続きを行う必要があったものをクレジットカード決済による支払にしたことで、事務の効率化が図られた。

#### (2) 公告期間等の改善

令和3年度に一者応札であった案件であって令和4年度に複数者が入札に参加したものが全省で28件あり、より契約が適正化されるとともに、昨年度と比較して総契約額が約17%（約17,320万円）削減<sup>(注)</sup>された。

#### (3) 競争参加資格要件の緩和

令和3年度に一者応札であった案件であって令和4年度に複数者が入札に参加したものが全省で6件あり、より契約が適正化されるとともに、昨年度と比較して総契約額が約19%（約1,400万円）削減<sup>(注)</sup>された。

#### (4) 事業者が準備にかかる時間を十分に確保できるよう留意した受注者の決定時期の設定

令和3年度に一者応札であった案件であって令和4年度に複数者が入札に参加したものが本省で5件、地方支分部局等で13件あり、より契約が適正化されるとともに、昨年度と比較して総契約額が約19%（約2,073万円）削減<sup>(注)</sup>された。

#### (5) 提案書等の分量の適正化

令和3年度に一者応札であった案件であって令和4年度に複数者が入札に参加したものが本省で2件あり、より契約が適正化されるとともに、昨年度と比較して総契約額が約2%（約603万円）削減<sup>(注)</sup>された。

#### (6) 仕様の明確化

令和3年度に一者応札であった案件であって令和4年度に複数者が入札に参加したものが本省で12件、地方支分部局等で1件ありより契約が適正化されるとともに、昨年度と比較して契約額が約12%（約9,936万円）削減<sup>(注)</sup>された。

#### (7) 報告書等の積極的な開示

令和3年度に一者応札であった案件であって令和4年度に複数者が入札に参加したものが本省で7件あり、より契約が適正化されるとともに、昨年度と比較して総契約額が約15%（約14,138万円）削減<sup>(注)</sup>された。

#### (8) 調達事務のデジタル化の推進

令和4年度の調達案件のうち、入札案件については本省で713件中567件（約80%）、地方支分部局等で799件中609件（約76%）の電子応札があった。

また、少額随契を除いた契約全体として、本省で1324件中526件（約40%）、地方支分部局等で1085件中212件（約20%）の電子契約を締結した。

(注) 本年度契約額と昨年度契約額との差額（業務量に増加があったことにより削減額に寄与しない案件は除外した上で算出）

重点的な取組、共通的な取組

調達改善計画				令和4年度年度末自己評価結果(対象期間:令和4年4月1日～令和5年3月31日)													
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)	目標達成予定時期	難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
													定量的	定性的			
○		調達改善に向けた審査・管理の充実(一者応札の改善に向けた取組)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約前自己チェックプロセスの実施 昨年度に引き続き、前年度の契約金額が1,000万円以上で、かつ前年度「一者応札」/落札率が極端な高き95%以上であった物品・役務・工事・建設コンサルタントの全案件(仕様が前年度と変更されている場合においても、入札に参加し得る者が前年度と同様の案件含む)について、業務担当者による契約前自己チェックにより、発注方式や仕様の見直し、再委託部分を分割して発注することの可否等を確認する。</li> <li>・参加者確認公募を実施することの妥当性確認 業務担当者による契約前自己チェック結果において、参加者確認公募への移行が妥当と判断された全案件について、環境省会計担当及び政策評価担当で組織された契約委員会にて公告前に事前審査を行う。</li> <li>・アンケート調査の実施 政府電子調達システム(GEPS)に掲載されている入札説明書等を入力したものの入札に至らなかった事業者に対するアンケート調査を実施し、その有効性を検証し、効果が確認できた段階で地方事務所についてまでアンケートの拡</li> </ul>	前年度の取組状況を分析した結果、一者応札の改善について、発注方式の妥当性について、発注プロセスを強化する余地が引き続き大きいと考えられるため。	A	H29(一部H31年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約前自己チェックプロセスの実施 一者応札が継続している調達について、業務担当者による契約前自己チェックを行うことで、職員の一者応札率が高き95%以上であった物品・役務・工事・建設コンサルタントの全案件(仕様が前年度と変更されている場合においても、入札に参加し得る者が前年度と同様の案件含む)について、業務担当者による契約前自己チェックにより、発注方式や仕様の見直し、再委託部分を分割して発注することの可否等を確認する。</li> <li>・参加者確認公募を実施することの妥当性確認 業務担当者による契約前自己チェック結果において、参加者確認公募への移行が妥当と判断された全案件について、環境省会計担当及び政策評価担当で組織された契約委員会にて公告前に事前審査を行う。</li> <li>・アンケート調査の実施 政府電子調達システム(GEPS)に掲載されている入札説明書等を入力したものの入札に至らなかった事業者に対するアンケート調査を実施し、その有効性を検証し、効果が確認できた段階で地方事務所についてまでアンケートの拡</li> </ul>	R5年3月まで	A	H29(一部H31年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約前自己チェックプロセスの実施 令和4年度に契約を行った案件のうち、本省で82件、地方支分部局等で42件の契約前自己チェックを実施した。</li> <li>・参加者確認公募を実施することの妥当性確認 令和4年度に契約を行った案件のうち、契約前自己チェックの結果、本省については13件、地方支分部局等については13件、地方支分部局等については13件の参加者確認公募を実施することの妥当性を確認し、実施した。</li> <li>・アンケート調査 入札不参加者に対するアンケート調査については、昨年度からの課題である①個別の契約について対応する②調達後早期の実施③地方支分部局等への実施拡大を図るにあたり、調査方法を検討し12月より新たな運用を開始したところ、12月から3月までの間で448(うち令和4年度の調達案件は6件)の調達案件について回答があった。</li> <li>・アンケート調査の分析及び公表 入札不参加者に対するアンケート調査については、昨年度からの課題である①個別の契約について対応する②調達後早期の実施③地方支分部局等への実施拡大を図るにあたり、調査方法を検討し、12月より新たな運用を開始した。</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約前自己チェックプロセスの実施 業務担当者において契約前自己チェックの意識を更に高めるとともに、競争性の確保を図られた。また、実施対象となる落札率の範囲を拡大するほか、契約金額及び落札率を問わず、「一者応札」が2か年度以上見られている全案件を対象とするように見直しを行った。</li> <li>・参加者確認公募を実施することの妥当性確認 契約方法の妥当性を事前審査することにより、入札に参加可能な事業者が存在するかどうかを確認することで、調達手続の透明性が図られた。</li> <li>・アンケート調査 入札不参加者に対するアンケート調査については、昨年度からの課題である①個別の契約について対応する②調達後早期の実施③地方支分部局等への実施拡大を図るにあたり、調査方法を検討し、12月より新たな運用を開始した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一者応札の改善に向けて、発注方式の妥当性についての確認プロセスを強化するとともに、個別案件ごとのアンケート調査により原因把握を行う必要性が認められた。</li> <li>・参加者確認公募を実施することの妥当性確認 一者応札が継続している調達の発注方式の妥当性を確認し、調達コスト削減を目指す。</li> <li>・アンケート調査の分析及び公表 個別案件ごとに一者応札の原因把握を行い競争性確保を図る。</li> </ul>			
○		調達改善に向けた審査・管理の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部有識者委員会の更なる活用 外部有識者委員会で得られた個別の成果を展開し、より具体的な調達の適切性、透明性及び競争性を確保するための取組を推進することに努めた。</li> <li>・契約前自己チェック結果の分析 契約前自己チェックの結果、競争入札を行うこととなった案件のうち、引き続き一者応札となった個別案件及びその要因について一覧を作成し、審査委員会にて報告するとともに、省内に共有する。</li> </ul>		A	H30(一部H31年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部有識者委員会の更なる活用 外部有識者委員会で得られた個別の成果を展開し、より具体的な調達の適切性、透明性及び競争性を確保するための取組を推進することに努めた。</li> <li>・契約前自己チェック結果の分析 契約前自己チェックの結果、競争入札を行うこととなった案件のうち、引き続き一者応札となった個別案件及びその要因について一覧を作成し、審査委員会にて報告するとともに、省内に共有する。</li> </ul>	R5年3月まで	A	H30(一部H31年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部有識者委員会の更なる活用 外部有識者委員会で得られた個別の成果を展開し、より具体的な調達の適切性、透明性及び競争性を確保するための取組を推進することに努めた。</li> <li>・契約前自己チェック結果の分析 契約前自己チェックの結果、競争入札を行うこととなった案件のうち、引き続き一者応札となった個別案件及びその要因について一覧を作成し、審査委員会にて報告するとともに、省内に共有する。</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部有識者委員会の更なる活用 外部有識者委員会で得られた個別の成果を展開し、より具体的な調達の適切性、透明性及び競争性を確保するための取組を推進することに努めた。</li> <li>・契約前自己チェック結果の分析 契約前自己チェックの結果、競争入札を行うこととなった案件のうち、引き続き一者応札となった個別案件及びその要因について一覧を作成し、審査委員会にて報告するとともに、省内に共有する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部有識者委員会の更なる活用 外部有識者委員会で得られた個別の成果を展開し、より具体的な調達の適切性、透明性及び競争性を確保するための取組を推進することに努めた。</li> <li>・契約前自己チェック結果の分析 契約前自己チェックの結果、競争入札を行うこととなった案件のうち、引き続き一者応札となった個別案件及びその要因について一覧を作成し、審査委員会にて報告するとともに、省内に共有する。</li> </ul>			
○		契約方式・価格等の事後検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省で実施した調達案件について、その契約方式や価格の妥当性、受注割合の高い特定の契約相手先に係る契約内容等を外部有識者により組織された審査委員会において事後検証いただき必要に応じ改善策を検討する。</li> </ul>	前年度の取組状況を分析した結果、一者応札の改善について、発注方式の妥当性について、発注プロセスを強化する余地が引き続き大きいと考えられるため。	A	H29	<ul style="list-style-type: none"> <li>一者応札が継続している調達の契約方式や価格の妥当性、受注割合の高い特定の契約相手先に係る契約内容等を外部有識者により組織された審査委員会にて事後検証いただき必要に応じ改善策を検討する。</li> </ul>	R5年3月まで	A	H29	<ul style="list-style-type: none"> <li>本省及び地方支分部局における契約案件について、外部委員により構成される入札監視委員会(令和4年9月20日開催)及び物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会(令和4年12月2日開催)において、令和3年度における契約(1644件:約114.112百万円)のうち、入札参加者数、落札者決定までの過程に着目して抽出された12件について審査を受けた。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約方式の妥当性や価格等の適切性を事後検証することで、調達の適切性、透明性及び競争性を確保するための取組を推進することに努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一者応札の改善に向けて、契約方式の妥当性についての確認プロセスを強化する必要性が認められた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一者応札が継続している調達の契約方式や価格の妥当性、受注割合の高い特定の契約相手先に係る契約内容等を検証し、調達コスト削減を目指す。</li> </ul>		
		地方支分部局等における取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本省会計課にて実施している内部監査と合わせて、地方支分部局等での契約前自己チェック実施状況を把握するとともに、本省で得られた成果を共有・展開する。</li> </ul>		B	H30	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方支分部局等も含めて本省会計課にて実施している内部監査と合わせて、10か所の地方支分部局等での契約前自己チェック実施状況を把握するとともに、本省で得られた成果を共有・展開した。</li> </ul>	R5年3月まで	B	H30	<ul style="list-style-type: none"> <li>本省会計課にて実施している内部監査と合わせて、10か所の地方支分部局等での契約前自己チェック実施状況を把握するとともに、本省で得られた成果を共有・展開した。</li> </ul>	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約前自己チェック実施状況を把握するとともに、本省で得られた成果を共有・展開することにより、本省・地方支分部局との間において、情報・課題等の共有が図られた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>随時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>-</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>-</li> </ul>	
○		電力調達、ガス調達の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電力・ガス小売り全面自由化に伴うコスト削減の検討 電力・ガス小売り全面自由化を踏まえ、予定価格が少なすぎない理由により入札に付さない場合において市場価格を考慮した予定価格を設定するとともに、一般競争とする調達についても、異なる一般送配事業者の供給区域にある施設を一つの契約にまとめるなど一括調達の取組等を通じたコストの削減を検討する。また、競争性確保やコスト削減に留意しつつ、再生可能エネルギー電力の調達を行う。</li> </ul>		A	H30(一部H29)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電力・ガス小売り全面自由化に伴うコスト削減の検討 一括調達の取組等を通じたコスト削減及び再生可能エネルギー電力の調達を行う。</li> </ul>	R5年3月まで	A	H30(一部H29)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(本省) 3件の電気料金について、クレジットカード決済による支払を引き続き実施した。</li> <li>(地方支分部局等) 11件の電気料金、5件のガス料金について、クレジットカード決済による支払を引き続き実施するとともに、少額のため随意契約を行っていた電気の調達について株式会社エナジーバンクが運用する電力オークションサービスを活用して調達を行った。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>(本省)特になら。</li> <li>(地方支分部局等) 随意契約を行っていた高圧契約3施設において一般競争入札による調達を実施したところ、単価ベースで27.77円から25.88円に下がった。</li> <li>・一件ごとに支払手続を行っていた少額の光熱料等について、クレジットカード決済によりまとめて支払いを行うことで事務が効率化し、調達コストの削減が図られた。</li> <li>・一部クレジットカード払いについて、振り込み払いに切り替える等により手続きの効率化が図られた。</li> <li>・随意契約を行っていた2施設においてリソースアクションによる契約相手方の決定を行い、競争性やコスト抑制に留意しつつ再生可能エネルギー電力の調達を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き取組を実施するものの、昨今の価格高騰を受け、令和5年度の調達改善計画の取組項目からは削除する。</li> </ul>			
		調達事務のデジタル化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府電子調達システム(GEPS)の更なる活用 電子入札率70%、電子契約率50%を目標とし早期達成に努める。このため、GEPSを使用していない応札者や落札者に声掛けを行うと共に、GEPSを使用した電子入札や電子契約を行うよう省内へ周知徹底する。</li> </ul>		B	H26	<ul style="list-style-type: none"> <li>競争性、公正性、透明性を確保しつつ、調達事務の効率化や事業者の負担軽減に資する。</li> </ul>	R5年3月まで	(記入例)A+		<ul style="list-style-type: none"> <li>電子入札率70%、電子契約率50%とする目標の早期達成のため、GEPSを使用していない応札者や落札者に声掛けを行うと共に、GEPSを使用した電子入札や電子契約を行うよう省内へ周知徹底した。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度の調達案件のうち、入札案件については本省で713件中567件(約80%)、地方支分部局等で799件中609件(約76%)の電子入札があった。また、少額随契約を除いた契約全体として、本省で1324件中526件(約40%)、地方支分部局等で1085件中212件(約20%)の電子契約を締結した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>随時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き取組を実施する。</li> </ul>		

※電子入札率、電子契約率の定義は下記のとおりとする(「オンライン利用率引上げの基本計画(令和3年12月16日 デジタル庁)」等)。  
 電子入札率=(電子応札案件数/電子入札案件数)  
 電子契約率=(電子契約案件数/電子入札案件数)  
 ・電子入札案件数:入札案件のうち、電子入札が行われた民間事業者が1社以上存在する案件数  
 ・電子応札案件数:入札案件のうち、電子入札を行った民間事業者が1社以上存在する案件数  
 ・電子契約率=(電子契約案件数/電子入札案件数+電子入札による電子契約数)  
 ・電子契約案件数:契約確定件数のうち、「讀書」を、「電子」で実施した案件数。  
 ・電子入札による電子契約数:電子契約のうち、電子入札を行わずに電子契約を実施した件数(電子契約案件数の内数)

その他の取組

様式2

調達改善計画		令和4年度年度末自己評価結果(対象期間: 令和4年4月1日～令和5年3月31日)		
具体的な取組内容	新規継続区分	特に効果があったと判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
			定量的	定性的
クレジットカード決済の活用	継続	○	-	(本省) 小切手にて支払手続を行う必要があった水道料金について、クレジットカード決済による支払を実施したことで、事務の効率化が図られた。  (地方支分部局等) 小切手にて支払手続を行う必要があった水道料金、電話料金、放送受信料金及びWi-Fi使用料及びインターネットで販売されている一部消耗品の購入について、クレジットカード決済による支払を実施したことで、事務の効率化が図られた。
汎用的な物品・役務における共同調達等の有効活用	継続	-	-	-
公告期間等の徹底	継続	○	(本省及び地方支分部局等) 令和3年度に一者応札であった案件で、令和4年度に複数者が入札した案件が28件あり、より契約が適正化されるとともに、昨年度と比較して約17%(約17,320万円)の削減が図られた。	-
競争参加資格要件の緩和	継続	-	(本省及び地方支分部局等) 令和3年度に一者応札であった案件で、令和4年度に複数者が入札した案件が6件あり、より契約が適正化されるとともに、昨年度と比較して約19%(約1,400万円)の削減が図られた。	-
公告等、入札説明書等のホームページへの掲載	継続	-	-	-
事業者が準備にかかる時間を十分に確保できるよう留意した受注者の決定時期の設定	継続	-	(本省及び地方支分部局等) 令和3年度に一者応札であった案件で、令和4年度に複数者が入札した案件が18件あり、より契約が適正化されるとともに、昨年度と比較して約19%(約2,073万円)の削減が図られた。	-
提案書等の分量の適正化	継続	-	(本省) 令和3年度に一者応札であった案件で、令和4年度に複数者が入札した案件が2件あり、より契約が適正化されるとともに、昨年度と比較して約2%(約603万円)の削減が図られた。	-
仕様の明確化	継続	-	(本省) 令和3年度に一者応札であった案件で、令和4年度に複数者が入札した案件が13件あり、より契約が適正化されるとともに、昨年度と比較して約12%(約9,936万円)の削減が図られた。	-
報告書等の積極的な開示	継続	○	(本省) 令和3年度に一者応札であった案件で、令和4年度に複数者が入札した案件が7件あり、より契約が適正化されるとともに、昨年度と比較して約15%(約14,138万円)の削減が図られた。	-

外部有識者からの意見聴取の実施状況  
(対象期間: 令和4年4月1日～令和5年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【環境省入札監視・契約適正化委員会 委員 蓑輪 靖博先生】 意見聴取日【令和5年6月30日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○一者応札の的確な改善策について	<p>契約前自己チェックプロセスの取組には、一定の効果が認められるが、一者応札が継続している調達が多いため、契約前自己チェックの対象をより一層広げ、発注方式や仕様等の見直しを行っていく必要がある。</p> <p>とりわけ、高額かつ一者応札で高落札率である案件については、その公平・公正・透明性の観点から不断の見直しが必要である。</p> <p>前年度(又はそれ以前の)落札者が一方的に有利な条件とならないよう、報告書等過去の同種案件による成果を開示し、新規入札者もその成果をベースとして利用できるようにしたり、適宜現場見学の機会を設けるなどして、入札者数の増加を図るべきである。</p>	<p>・業務の質を維持しながら、一者応札となった要因について、引き続き個別案件ごとの原因分析及び対策の検討を行うとともに、契約前自己チェックシート等により、発注方式や仕様等の見直しを行っていく。契約前自己チェックの対象については令和4年12月から対象を広げたところ。</p> <p>・とりわけ一者応札が継続している調達について、業務担当者による契約前自己チェックを行うことで、職員の一者応札改善への意識を高めるとともに、競争性確保を図って参りたい。</p> <p>・一者応札対策の新たな取組として、今後の業務発注見通しと併せて、過年度同種業務の報告書の有無等について、四半期毎に公表することとし、最初の公表に向け準備をすすめている。</p>

外部有識者の氏名・役職【環境省入札監視・契約適正化委員会 委員 寺浦 康子先生】 意見聴取日【令和5年7月5日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○競争参加資格等の適切性について	<p>取組について、一定の効果は認められるが、一者応札となった案件について、個別案件の性質を精査し、また一者応札アンケート等を通じて、競争参加資格等が必要以上に参加者を制限せず複数者が参加できる設定となっているか確認することが重要である。</p> <p>特に、例年一者応札かつ同一業者の案件については、公平・公正・透明性の観点から不断の見直しが必要である。</p> <p>例えば、案件の性質によっては、売上高や財務基盤は重視する必要のないものや、民間事業の経験があれば公共事業の経験と同視してよいものもあるため、必須の参加資格かどうかを見直すべきである。</p>	<p>・引き続き契約前自己チェック等において、業務固有の参加要件を付す場合には、その適切性を十分に検討し、必要以上に参加者を制限していないか競争参加資格等の設定を確認する。</p> <p>・また、一者応札アンケート等を通じて、個別案件ごとに一者応札の原因把握を行い競争性確保を図って参りたい。</p>